

那覇西クリニック乳がん患者会

「那覇西ひまわりの会」会則

第1条 (名称)

この会の名称は、那覇西ひまわりの会（以下「本会」という）という。

第2条 (目的)

乳がん患者やその家族、医療スタッフがお互いに情報交換をしながら交流を深めると共に、乳がんについての正しい知識を学び、相互にサポートし合える環境を築くことを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、那覇西クリニックまかび内に置く。
連絡先：那覇西クリニック 098-858-5557 山城

第4条 (会員)

本会の会員は、乳がん体験者及びその家族とする。

第5条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 患者サロンの開催、(毎月第3土曜日 午後3時～5時)
 - ・講演等 午後3時～4時 クリニック主導
 - ・情報交換会 午後4時～5時 本会主導
- (2) 親睦会、ゆんたく会等の開催
- (3) 会報の発行
- (4) ピンクリボン運動への取組み
- (5) その他目的達成に必要な事業

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 2人
- (2) 副会長 1人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 運営委員 若干名

第7条 (役員会)

役員会は、月1回会長が招集する。また、必要な場合は臨時に招集することができる。

第8条 (顧問)

本会に顧問を置くことができる。

第9条 (会費)

入会費及び年会費は無料とする。本会の運営は、参加費等をもって充てるものとする。

第10条 (禁止事項)

本会の活動に際し、次の各号に掲げる事項を禁止する。

- (1) 政治活動
- (2) 宗教活動
- (3) 営利目的な活動

第11条 (守秘義務)

本会で知り得た個人情報、外部に流出してはならない。

(附則)

この会則は、平成24年11月1日から施行する。